

高知県環境影響評価技術審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則

この要領は、平成11年7月27日から施行する。